

医政第412号
平成26年7月17日

熊本市保健所長様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告
を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について
このことについて、厚生労働省医政局指導課長から別添写しのとおり通知があり
ましたので送付します。

つきましては、「事業報告書等の書類の届出及び備置き」、「監事との連携強化等」について、適切に対応くださるようお願いします。

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

酒井

電話 096-333-2205 (直通)

E-mail sakai-s-dr@pref.kumamoto.lg.jp

(参考)

医政第 号
平成 26 年 月 日

各医療法人 理事長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

事業報告書等の書類の備置きについて

日頃から、本県医療行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療法人は、御承知のとおり、医療法第 51 条の 2 に基づき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監査報告書及び定款又は寄付行為等を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされています。

先般、国所管の医療法人に対して、総務省の調査が実施されましたが、一部の医療法人について、事業報告書等の備置きがないことが確認されました。

つきましては、事業報告書等の備置きについて、適切に対応くださるようお願いします。

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

酒井

電話 096-333-2205 (直通)

E-mail sakai-s-dr@pref.kumamoto.lg.jp

医政指発0704第1号
平成26年7月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告
を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について

本年6月24日、総務大臣から厚生労働大臣に対し、設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告が行われた。この勧告は医療法人については国所管の法人に対する調査結果に基づいて行われたものであるが、各都道府県におかれても、当該勧告の内容を確認するとともに、当該勧告を踏まえつつ、下記について徹底されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

記

第1 事業報告書等の書類の届出及び備置きについて

医療法人は、医療法（昭和23年法律第205号）第51条及び第52条に基づき、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等（以下「事業報告書等」という。）を作成するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監査報告書を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

また、医療法人は、医療法第51条の2に基づき、事業報告書等、監査報告書及び定款又は寄附行為を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととされている。

しかしながら、今回の勧告において、事業報告書等の届出がない法人及び事

業報告書等の備置きがない法人が確認されたことなどから、医療法人に対しこれらのことについて関係法令等を遵守して実施するよう指導することなどとされている。

そこで、所管の医療法人において、事業報告書等の書類の届出及び備置きが行われていない場合は医療法に違反している状態であり、医療法第64条第1項に基づく指導の対象となるため、各都道府県においては、所管の医療法人における事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況を確認するとともに、その状況に応じて適切に対応されたい。

第2 監事との連携強化等について

医療法人の監事は、医療法第46条の4に基づき、医療法人の業務及び財産の状況を監査することとされている。

しかしながら、今回の勧告において、医療法人が不適切な貸付を是正するよう指導を受けたにもかかわらず、監事の監査報告書にこのことについて何の記載もみられなかった事例が確認されたことなどから、医療法人に対して指摘した事項について当該法人の監事と問題意識の共有に努めることなどとされている。

そこで、各都道府県において、医療法人に対して指導監督を行うに当たっては、監事による監査の実施状況を確認するとともに、指導内容について監事と問題意識を含めて共有されたい。

また、監事がその責務を果たしていないと認められる場合には、各都道府県において、監事の適格性を検証した上で、監事の交代も含めて適切に対応されたい。



設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成26年6月24日
勧告先：文部科学省、厚生労働省

調査の対象とした法人

設立認可法人(※)のうち、

多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、

かつ

税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある

・学校法人 <文部科学省、都道府県>

・医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金 <厚生労働省、地方厚生(支)局、都道府県>

・広域臨海環境整備センター <国土交通省・環境省>

※民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人

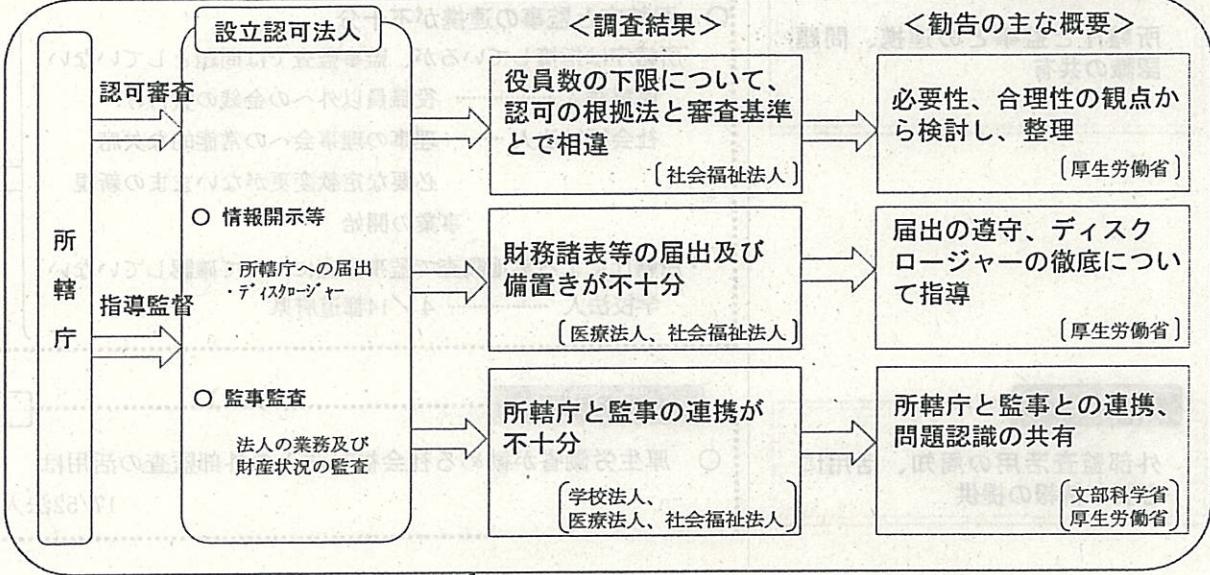
<> 内は所轄庁

調査の視点

公的性を有する事業を行つ
る民間法人

○法人経営の健全性、透明性の確保

○法人におけるディスクロージャー、ガバナンスの推進



-1-

1 設立の認可に係る審査基準等の見直し－社会福祉法人－

勧告

審査基準上の役員の定数につい
て、必要性、合理性の観点から
検討し、整理

調査結果

結果報告書P 42、43

○ 社会福祉法人の理事及び監事の役員数の下限について、認可の根拠法と審査基準とで相違

社会福祉法 理事 3人以上
監事 1人以上

審査基準 理事 6人以上
監事 2人以上

→ この相違について、必要性や合理性に関する考え方の整理が不十分

2 財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底－医療法人・社会福祉法人－

勧告

届出の遵守、ディスクロ
ジヤーの徹底について指導

調査結果

結果報告書P 48、49

○ 財務諸表等の届出及び備置きが不十分

	医療法人	社会福祉法人
届出なし	37/599法人(ある厚生局の例)	17/3378法人(6厚生局及び14都 道府県の状況)
届出内容 不十分	総会開催日の無記載、 財務諸表間の計数不一致	提出期限超過、提出書類不足、 理事会開催日の無記載
備置きなし	20/27法人(実地調査結果)	8/45法人(実地調査結果)

3 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

- 監事の役割 : 法人の業務及び財産の状況の監査、意見陳述等 ⇒ 法人のガバナンスの確保
- 監事と所轄庁の連携 : 法人の運営に関する情報等を共有 ⇒ 双方に有益



勧告

所轄庁と監事との連携、問題認識の共有

調査結果

結果報告書 P63~69

- 所轄庁と監事の連携が不十分
 - ・所轄庁は指摘しているが、監事監査では問題としていない
 - 医療法人 役職員以外への金銭の貸付け
 - 社会福祉法人 理事の理事会への常態的な欠席
必要な定款変更がないままの新規事業の開始
 - ・所轄庁による実地調査で監事監査について確認していない
 - 学校法人 4／14都道府県

所轄庁と監事との間で問題認識が共有されていない。

勧告

外部監査活用の周知、活用に必要な情報の提供

調査結果

結果報告書 P66、69

- 厚生労働省が勧める社会福祉法人の外部監査の活用は
17/52法人

-3-